

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
1	1、生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)自体は、有料化するという以外はごく普通の文面で、問題はないと思います。 2、有料化の金額は意見の対象外というのも、おかしい話ですが、参考に意見を述べます。生駒市立体育館の半面3時間は、市内小中学生スポーツ団体では1890円の半額で945円です。これをさらに半額にして500円というのが条例案です。空調の電気代以外に、維持費が急騰したケースがあるのでしょうか？通常の維持費は急騰していません。結局は有料化という名目だけが根拠だと思っほありません。それならば、学校体育館の市内小中学生スポーツ団体では1000円の三分の一である350円にすべきです。市内小中学生スポーツ団体が学校体育館を取り合っているとか、独占しているとか、というような事態は存在しません。市内小中学生スポーツ団体が減少・縮小しているのが現実です。有料化という名目だけなら、三分の一の金額でも十分すぎます。 3、運用細則は、提示されていませんが、説明会の説明をもとに、意見を述べます。活動拠点校を1校にするという点は理解します。活動拠点校使用可能団体として、「使用に際しては、使用する学校の校区に在住、在勤、在学する利用者が半数以上含まれることとします。」の部分に関しては大反対です。市内小中学生スポーツ団体で、この要件を満たす団体はほぼ存在しないでしょう。生駒南第二小学校や生駒北小学校を拠点としている市内小中学生スポーツ団体が「半数以上」という要件を満たすことは不可能です。市内小中学生スポーツ団体については、「半数以上」という要件は撤廃すべきです。以上。	条例案についてご理解を賜り、また貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、市民の皆様が主体的に取り組むスポーツ活動は、子どもたちの健全育成はもとより、生涯にわたる健康づくりや、地域コミュニティの活性化に不可欠なものであり、その活動を幅広い世代や分野にわたって支えることは、本事業の重要な目的の一つであります。学校体育施設の開放を今後も安定的に継続していくために、慎重な検討のうえで使用料を設定させていただきました。 使用料の設定の目的は、単なる収益確保ではなく、事業にかかる経費の一部を受益者(使用団体)の皆さまにご負担いただくという「受益者負担の原則」に基づいています。料金算定の根拠として、「通常の維持費は急騰していない」とのご指摘をいただきましたが、以下の経費負担が生じています。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費が、学校教育に必要な経費として予算化されている経費から支出されており、経済的負担となっています。また、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があります、そのために、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの光熱水費や人件費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのために、受益者の皆さまに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していきたいと考えています。 小中学校体育館を3時間使用された場合の使用料を1,000円(指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下のもので構成された団体は500円)としたのは、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストが年間約110万円、使用申請等の事務を、学校を通さずに行うために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込んでおり、これらを使用コマ数(設定コマ数から学校行事分などを差し引いた想定使用コマ数)で按分し算出したところ、約1,500円となり、学校体育施設は、社会体育施設と比べて、施設の設備状況や施設の清掃・整備を従来から使用団体の皆さまにお願ひしており、今後もお願ひしなければならぬことを鑑み、社会体育施設よりも安価となるよう設定したものです。この使用料は、事業継続に不可欠な最低限の経費です。 7月16日に実施させていただきました現在学校体育施設を使用しておられる団体の方々への説明会でいただいたご意見を踏まえ、団体要件についても見直しを行いました。特に、青少年団体における校区要件については、「原則」とし、柔軟な運用が可能となるよう改めています。今後も実際の運用状況を見ながら改善に努めます。なお、説明会にご参加いただいた団体各位へ、9月1日付でパブリックコメントのご案内と共に、資料を郵送しております。
2	私は生駒市在住の一市民として、本条例案に意見を表明いたします。まず、生駒市スポーツ推進条例および市民憲章の理念に照らすと、市民が等しく安全で健全なスポーツ環境を享受することは基本的権利です。そのため学校体育施設の利用は市民全体で支えるべきであり、使用料や冷房器具使用料などを利用者だけに課することは、市の理念に反するものでないでしょうか。これらの費用は市民税で補填すべきであり、市民に追加の経済的負担を強いることは強く反対します。また、他市の先進事例を見ても、生駒市案の方向性は再考の余地があります。たとえば、船橋市では体育館空調の利用を無料で試行しており、利用者に追加負担を課さない運営を行っています。朝霞市でも市内の小中学校体育施設を登録団体に無償で開放しており、市民が平等に利用できる仕組みを整えています。これらと比較すると、生駒市が「使用料徴収を前提とすることは、市民のスポーツ参加機会を制限する懸念があります。さらに、本条例案では「教員業務の軽減」を目的としてデジタルシステム導入が示されていますが、実際の現場では申請手続きや管理業務が複雑化し、教員や体育館管理者の負担増が懸念されます。目的と現実が乖離した制度設計では、教育現場にも地域利用者にも混乱を招く恐れがあります。地域スポーツや子どもたちの健全な育成の機会を守るためにも、使用料および冷房器具使用料の徴収については再検討を強く要望します。市民負担ではなく、市民税による公平で持続的な運営こそが望ましいと考えます。	貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、市民の皆様が主体的に取り組むスポーツ活動は、子どもたちの健全育成はもとより、生涯にわたる健康づくりや、地域コミュニティの活性化に不可欠なものであり、その活動を幅広い世代や分野にわたって支えることは、本事業の重要な目的の一つであります。学校体育施設の開放を今後も安定的に継続していくために、慎重な検討のうえで使用料を設定させていただきました。 学校教育施設としての学校体育施設の整備や空調設備の導入費用等については、公費により行っておりますが、地域の団体の方々、学校体育施設を占有使用されるにあたっての経費の全てを公費で賄うことは公平性の観点から慎重な検討が必要です。市民税で全額を賄おうとすれば、他の市民サービスに圧迫される可能性もあり、また、使用の有無にかかわらず、全市民が等しく負担することになります。本市としては、使用される皆さまに、事業実施に係る必要経費の一部をご負担をいただくことで、事業自体を将来にわたって継続していきたいと考えています。 他市の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他市の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくことといたしました。 本条例案でめざすデジタルシステムの導入は、単に手続きをオンライン化するだけでなく、申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠、といった一連の業務をシステム上で完結させ、学校教員の手を介さない仕組みを構築することを目的とし、窓口は外部に設けます。 小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただくことと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。空調使用料金につきましては、電気代等の料金改定に伴い対応してまいります。
3	(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例について、以下のとおり意見を申し上げます。まず、制度の導入時期や進め方についてです。事業の趣旨や方針は概ね理解できますが、今回の進め方は拙速であり、利用団体に大きな混乱を与えています。初年度は使用時間帯の整理や利用実態の把握を行い、そのうえで2年目から使用料を徴収するといった段階的な導入が望ましいと考えます。数年かけて丁寧に制度を整備していくことを求めます。また、多くの利用団体はボランティアによって活動が支えられています。そのような実情を踏まえずに急ぎ制度を実施することは、利用者による過度な負担を強いるものであり、適切とは言えません。市におかれましては、現場の声に耳を傾け、実態に即した運用を検討いただきたく存じます。次に、使用料の還付についてです。パブリックコメント資料では「既納の使用料については還付しない」とされていますが、市が管理する体育施設では「1か月前までのキャンセルは全額還付、1週間前までは半額還付」といった柔軟な対応がなされています。学校体育館の利用においても、急な試合日程の決定など、利用者側で調整できない事情が発生することがあります。そのため、既納使用料の還付についても、市の体育施設と同様の基準を設けるなど、再考をお願い申し上げます。	本市が、使用にあたってのルールの一斉化や使用料の設定等、今回の見直しを急ぐ背景には、以下の通り事業継続に関わる差し迫った課題があることをご理解いただきたく存じます。 すでに学校現場では働き方改革が求められる中、本来学校教員としての業務ではない、学校体育施設開放事業の使用調整や鍵の管理といった業務が学校教員の大きな負担となっており、早急な改善が必須の状況です。 学校体育施設を団体の皆さんが使用される際の光熱水費については、学校に配当されている学校教育に必要な経費の中から支出されています。使用量を測るメータが学校内の各施設ごとに設置されておらず一括で測量されているため、学校体育施設開放事業での使用料算出は困難ですが、いくばくかは学校へ充当しなければならぬ状況です。 これらの課題を放置すれば、事業そのものの縮小や停止につながりかねません。そのため、システムの導入と使用料の徴収による持続可能な運営体制への移行を、できる限り速やかに実施する必要があると判断いたしました。 団体の活動が、ボランティアにより支えられている実情も認識しております。条例では、大枠の規定となりますが、その後に規則や使用の手引きを作成し、使用料の還付に関することも定めてまいります。今回のパブリックコメントでは、予約方法や使用料の支払方法、キャンセルや還付の基準について、様々なご意見をいただきました。それらのご意見や、社会体育施設の例を参考に調整してまいります。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
4	現在検討されている「学校休業日における体育館・運動場の有料化」について、強い懸念を持ち意見を申し上げます。学童に子供の保育をお願いしている身として、土曜日や長期休暇中(春休み・夏休み・冬休み)に学校の運動場や体育館を利用できることは、子どもたちの健全な成長に欠かせないものです。安全に遊び・運動できる場所が確保されていることで、子どもたちは体力づくりや仲間との交流を深めることができている。もし有料化されてしまうと、学童としては日常的に利用することが難しくなり、結果として子どもたちが自由に身体を動かせる場を失うことになります。特に共働き家庭の子どもにとっては、安心して過ごせる居場所が減ってしまうことは大きな問題です。子どもたちの健やかな成長のために、これまで通り学校休業日も運動場や体育館を無料で利用できるよう、ご配慮いただきたくお願い申し上げます。	学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今までも、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけたと考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。
5	現状での開放を見直す必要があることについては理解します。私自身も団体として体育施設を利用しており、大変助かっておりましたが、今後利用料が発生することになった場合、利用に関しては団体での相談が必要ですが仕方のないことだと思います。しかし子どもの利用については話が別だと思います。学童の子どもたちが学校休業日だから運動場で遊べないと言うのはかわいそうです。自分の通う学校でなぜ遊べないのか。なんのため、誰のために必要な条例なのか、きちんと検討していただきたいと思います。	
6	学童利用者も運動場が有料になると聞きました。学童は働く親のために子どもを保育してもらう施設です。共働きの家庭も増えており、少子化の中でも学童利用者は多いです。そんなたくさん子ども達が利用する学童の最大の遊び場である運動場を有料化することは子ども達がのびのび育つ環境を縮小させ、働く親の家計を圧迫させかねない重大な問題です。子ども達がさまざまな経験ををする上で欠かせない場所です。そのために学童利用者は今まで通り無償で運動場を利用できるようお願いしたいです。ご検討よろしく申し上げます。	
7	学童の子供たちの運動場使用については今まで通り認めていただきたいです。休暇中1日の大半を学童で、過ごす子供たちの健やかな成長の為にご検討を何卒お願い致します。学校外団体への貸し出しや、鍵の紛失については市内共通ルールとして整備は必要だと思います。	
8	今まで通り学童児は無料で自由に運動場を使わせて欲しい。このままでは子どもたちの遊び場が無くなっていく。ただでさえ、学童児は親の都合で他の子が休みでも学童に登所するという負担を抱えている。その子たちから、せめてもの楽しみを奪わないで欲しい。	
9	本条例は致し方ないと思うのですが、学童も対象なのでしょうか。子育て支援に力を入れている生駒市が、学童も対象とするわけないと思っています。しかし、念のため意見します。学童は対象から外してほしいです。	
10	子供が学童に通っています。夏休みや冬休みなど、子供たちは運動場で元気いっぱい遊んでいます。それを大人の都合で使用できなくなるのはあまりにかわいそうです。せめて子供たちだけでも、自由に使用させてあげてください。よろしく申し上げます。	
11	こどもが小学生で学童を利用しています。金銭面で負担が生じるなら、金額によっては学童の利用を辞めるかどうか検討しなければと思っています。金銭的な負担が必要なら、実際にかかる維持費の詳細を掲載していただき負担額の根拠を示していただきたいです。	
12	娘が小学校の学童を利用しています。長期休暇などで学童で過ごす時間が長い中、小学校の運動場で遊ぶ機会はとても楽しみにしています。運動もたくさんできるとのこと、健康面でも大変お世話になってます。少ない予算で学童を運営してくださっていますので、運動場が有料になると外遊びができないとのこと。子どもたちの心身の健康のためにも外遊びはできる限りしてもらいたいの、学童での体育施設の無料料の検討をお願いします。	
13	子どもを学童に通わせるものです。春、夏、秋、冬休みのグラウンドの使用にお金がかかるのは困ります。こちらの案には反対です。	
14	学童の子どもたちは、今まで通り土曜日も長期休暇も無料で自由に遊べるようにしてください！	
15	なぜ、学校毎にルールが違ったら、混乱しているのですか？どこから苦情がでたのですか？学校の休みの期間なら、学校職員以外で対応すれば、いいのでは。小中学校の施設は、基本、小中学生のためのものだと思いますので、学童含め、小中学生が他の団体の申請に関わらず、優先されるのなら、いいと思いますが、なぜ、困っているのか、具体例がないので、わからなすぎます。学校ごとに、ルールが違ったら、なぜ困るのか、誰が困るのか、説明が必要でしょう。	

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
16	学校側の管理が大変な事は理解した上で、使用側からの意見です。現実を全て知っている訳ではないですが、今回の改訂は何のために使用料が発生するのか、何故その学校に通っている子供が活動するのに、制限をかけられてしまうのか、理解できません。現在、学校のグラウンドや体育館で活動するチームのみ負担が発生し、地域の公園等は管理の対象外になり今まで通りで使用できる等、不公平な点がたくさんあると思います。私はグラウンドを利用するチームに属していますので、グラウンドについての改訂しか分かりませんが、利用料が新たに発生しますが、現在グラウンドは自分達で整備して使用させてもらっている事に変更はないと聞いています。使用料を取っている市内の他のグラウンドは、管理人さんがおられ、定期的にグラウンド整備がなされていると思います。小学校のグラウンドの利用料は何に使われるのでしょうか？そこがはっきりしないのは腑に落ちません。予約のシステムや、支払い方法、キャンセル規定などきちんと整備し、利用料徴収の明確な理由など、使用者が納得できる説明が頂きたいです。見切り発事は市としてあり得ないと思います。ご検討よろしくお願い致します。	学校体育施設の運動場使用料は、社会体育施設のように指定管理事業者を配置し、体育施設としての専門的な整備を行う費用に充当されるものではありません。徴収した使用料は、学校体育施設開放事業全体の運営費である申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠といった一連の業務をシステム上で完結させ、外部に対応窓口を設け、学校教員の手を介さない仕組みに資する共通経費や光熱水費や施設の維持管理に充てられます。学校体育施設開放事業は、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立っていたことや、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されていたため、こうした経費が可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となっています。 学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育として学校からお借りして実施しています。使用にあたっては、地域の団体が当該時間帯を占有し使用されることになり、先にお示しいたしました事業運営にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただき運営に充てていくものです。 使用者の皆さまが自主的に運動場の整備にご協力いただいていることに、深く感謝申し上げます。 今後も、学校体育施設は、学校教育施設としての、大規模な修繕や安全管理は市と学校が担います。 社会教育として地域の方が学校体育施設を使用された際には、これからも、整備のご協力をお願いすることになります。 公園の利用との不公平感については、公園と学校施設では、設置目的や管理責任、整備水準が異なることをご理解ください。学校施設は、児童・生徒が安全に教育を受ける施設として、防犯管理や鍵管理など、公園にはない管理体制が必要となります。 条例では、事業の大枠を定めることとなり、予約のシステムや、支払方法、キャンセルの規程等につきましては、今後、規則や使用の手引きを作成しご案内することとなります。
17	この案には反対です！運動場など放課後や学童で使用する時も料金かかるのですか？学童は学校の敷地内でしか遊べないし、長期休みなども、在学中の子供達も遊びに来たりもすると思います。学校別で問題があるのはわかりますが、統一できないのですか？統一できたらその問題は解決できると思います。鍵紛失などは、借りた人達が鍵をかえるなど、何か問題を起こした人達が責任取るべきです。使用する手続きなど先生の負担になると書かれてますが、学校あいてるときに手続きしに行くのも負担ですか？放課後など怪我や揉め事などある時は先生が来てくれたり、子供が言いに行ったりとは聞きました。それも負担という事で働き方改革の一環になるのでしょうか？私も放課後に先生に相談して来てもらった事があります。色々動いて下さり、お手数おかけしました。負担にはなったと思い申し訳無いと思ってますが、すごく心強かったです！手続きしに行ったことはないのですが、そんなに時間とらしてしまうのですか？体育館の空調設備は子供達にとっても先生らにとっても良いとは思いますが、その分の費用捻出できないくらい予算ないんでしょうか？光熱費の高騰は分かりますが、夜使用するなどの時は電気とかかかかと思うのでそれはあっていいと思いますが、昼間など遊ぶのに何かかかるのでしょうか？昼間も利用料とらないといけないぐらい、生駒市は費用が無いのですか？運動場の整備などあるとは思いますが、学校、学童、在学生が遊ぶ場所として利用料払わないと開放はしないという事でしょうか？この案が出る事自体不思議です。	ご心配をおかけし申し訳ございません。この度導入を検討している使用料は、現行の学校体育施設開放事業に基づき、地域の団体が学校休業日や放課後の特定の時間帯に占有使用する場合に適用されるものです。 学校の管理のもとにある在校児童・生徒の活動は、学校教育の一環としての活動であるため使用料は発生しません。 学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今までも、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけたと考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。 今回の使用料の設定は、学校体育施設を地域に開放いただき、社会教育として学校施設をお借りし、地域の団体の方々がお占有使用される事業の必要経費の一部を受益者負担として使用団体の方々にご負担いただくものです。
18	今までの施設の光熱費や管理費はどこから支出されていたのか。これからの施設使用料は市か学校のどこに入るのか。利用料だけで賄えるのかまた余剰分が出た場合は何に使用されるのか。これから中学生の土日のクラブ活動も地域スポーツクラブに移行しようというタイミングで使用料を取るとなれば新しいチームを作ることへの障壁になるのではないかと。	学校体育施設開放事業で使用される光熱水費は、学校教育に必要な経費として予算化され、学校に配当されている中から支出されていました。光熱水費の使用メーターは各施設ごとに設置されておらず、一括なので、実際に学校体育施設開放事業で使用されていた経費を算出することはできません。施設の維持管理に係る経費も、同様です。事業実施にあたっては、学校体育施設開放事業で使用される光熱水費の他、使用に係る申請や調整、使用団体の把握、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を、学校教員の善意により担っていただいた状況があり、この人件費についても学校の経費に包含されています。使用料は市の歳入となり、歳出として、使用申請等の事務を、学校を通さずに行うために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブルへ等への対応にあたる経費として年間約415万円、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコスト年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコスト年間約110万円を見込み、結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込んでおります。年間想定使用料徴収額を、ここ数年の使用状況から約385万円と見込んでおり、全額を使用料で賄えるものではありません。歳入が歳出を超えた場合は、学校へ光熱水費や施設整備費として充当します。中学校の部活動が地域移行を進める重要な時期であることは認識しており、地域スポーツクラブの活動が阻害されることのないよう、配慮してまいります。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
19	現在利用させていただいている小学校体育館に、チームの道具を置かせていただいております。そちらは、引き続き置かせていただけるのでしょうか？また、別の団体が同じ競技で使用する時、自チームのものを貸すことになるのでしょうか？(バレーボールのボールです。他の道具は、鍵付きのケースに入れています。)現在、各体育館の使用時間が違いますが、一律同じ時間で貸していただけるのでしょうか？体育館の大きさに関わらず、同じ金額になったのはなぜですか？エアコン使用料が高すぎると思います。	現行の学校体育施設開放事業においても、道具の保管について規定しているものはなく、教育委員会として認可するものではありませんことご承知おきください。 今回の使用料の設定は、受益者の方々に学校体育施設開放事業実施に必要な経費の一部をご負担いただき、事業全体を維持していくための措置として設定しておりますことから、体育館の大きさが学校によって若干異なりますが一律の使用料としております。 また、学校体育施設は、社会体育施設のように、建設当初からコートの面数を想定し設計しているのではないため、再度各学校の体育館や運動場の競技別のコート配置などを調査した結果、学校ごとに異なる面積であっても競技が行えるコート数に大きな違いがないため、同時に利用できる団体数は異なるため同一といたしました。 今回、使用時間帯の枠を設定させていただいております。その時間帯の中でのご使用となります。もし枠を超えてのご使用であれば、2枠の使用料となります。 小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上、子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。
20	・今まで通り、水曜日15時～17時で利用できるようにしていただきたいです。現在、小学校のPTAバドミントン部で上記の時間に利用しているので、そのまま利用したいです。公平性については誰でも申し込みできるので保たれていると思います。 ・利用時間や使用料について1時間単位にさせていただきたいです。 ・使用料については書かないとのことですが、できれば安くしていただきたいです。・キャンセル時の規定が不明なのですが、何日前なら返金してほしいです。	今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。現在ご使用いただいている時間帯は、団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今後、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。 学校体育施設使用の調整や承認が、各学校の裁量と判断によって随時行われてきた結果、使用調整や情報伝達が既存の団体に偏りがちになり、学校体育施設を使用される団体が特定の団体に固定化していました。 新規の団体が利用を希望しても、統一された窓口やルールがないため、申請方法や団体の要件が分かりにくく、参入の機会が事実上閉ざされてしまう状況となり、学校体育施設を使用したい地域の団体の方々から、新しい団体が参入できない、特定の団体しか使用できず不公平だ、使用のルールを明確にしてほしいとの、意見が出ており公平性に課題があると認識しています。 すべての時間を1時間単位にすることは、使用調整や申請の煩雑さを招くことから枠単位での使用料の設定としています。 条例では、事業の大枠を定めることとなり、予約のシステムや、支払方法、キャンセルの規程等につきましては、今後、規則や使用の手引きを作成しご案内することとなります。今回のパブリックコメントでは、予約方法や使用料の支払方法、キャンセルや還付の基準について、様々なご意見をいただきました。それらのご意見や、社会体育施設の例を参考に調整してまいります。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
21	○使用料の返還について「既納の使用料は、還付しません」とあり、これは公共施設と同じだと思いますが、学校行事によって既に予約していた日が使用できなくなった場合等、市の都合で使用不可となった場合は返還されるべきではないでしょうか。使用者の都合でのキャンセルは使用者が使用料を負担すべきですが、その後他団体が同じ日時で施設を使用する際にも使用料を徴収するのでは、市としては二重取りにならないでしょうか。使用しなかった分については、返還すべきではないでしょうか。当日キャンセル等、そもそも他団体が予約することができないタイミングでのキャンセルは返還することが難しいと思いますが、他団体が予約できるタイミングでのキャンセルについては、期間を決めて返還できるようにすべきだと考えます。 ○予約可能時期について翌年度の希望日を年末に提出することとなり、1団体につき1週間当たり2回までが原則になっていると思います。これは、地域クラブ(部活動)は平日学校を利用できるため、不公平だと思うので、修正してください。資料においては部活動に関する記載がないため、地域クラブと部活動が異なるものであるというような印象を受けますが、平日は部活動として活動し、休日は地域クラブとして活動するだけであり、同じ団体であるため、部活動で週2回を超えているのであれば、当然ほかの団体に2回を超える利用を認めるべきであると考えます。また、将来的には平日も地域移行するのだから、なおさら他団体との不公平感があります。平日の中学校体育館は部活動終了後の18時からしか使用申請できませんが、そこに地域クラブが入り込んだり、小学校を使用したりすることになれば、その他の団体の枠を圧迫することにつながると考えます。つまり、年間希望日程は本拠地校も決めることから、回数制限は設けず、希望団体での話し合いで調整していけばよいのではないかとこの意見です。団体同士で折り合いがつかないほど、希望が多くなった場合については、その場で抽選とするなど公平かつ希望する日程を十分に使用できるようにすべきだと考えます。これは、地域クラブ、青年年団体に限った意見です。地域団体と一般団体に関しては、次に記載する通りです。 ○使用可能団体について なぜ、ほかの公共施設を利用するよりもはるかに安いのでしょうか。これでは、地域団体や一般団体が公共施設を利用する理由はなく、地域クラブや青少年団体の学校開放利用枠を圧迫するだけだと思うので、地域団体や一般団体については、学校開放の利用を制限してください。もしくは、スポーツ・レクリエーション活動に伴う使用だけでも公共施設の使用料を学校開放と同等に下げてください。そうすれば、地域団体、一般団体があえて学校を使用する理由がなくなり、地域クラブや青少年団体の利用枠を圧迫することは少ないと考えます。学校開放を利用している団体の活動目的の多くは、児童生徒へのスポーツ活動場所の提供等であると思います。特に小学生は学校での部活動がなく、スポーツをする場面はほとんど社会体育団体です。多くは学校開放を利用していると思います。制限はかりの見直しでは、市外で活動する団体に移って行ってしまうと考えますが、想定していますか。市外に移るということは市民にとっては不利益です。その他、新たに使用料を徴収すること等、市民に不利益を被らせるような見直しではなく、どうすれば市民が気持ちよく、お互いに協力しながら学校開放を利用できるかを考えてください。また、練習試合や合同練習等、他団体(生駒市外も含む)と学校を利用することが発生すると思います。そのような場合は想定していますか。A団体が予約した日時をA団体とB団体が共同利用することはできないのでしょうか。できないとなると、地域クラブの試合が不可能になると思います。生駒市の学校では試合することができなくなります。市外の団体との共同利用ができなくても、せめて市内の団体との共同利用は認めるのが地域の青少年育成のためには必要不可欠であると考えます。そもそも、生駒市がただの制度改革として、この見直しを考えているのなら、学校開放を利用している団体は生駒市の青少年の育成にも大きく寄与していることを考えに加えていただきたいです。 ○営利団体の使用制限について学校開放は、営利を目的とする団体には、許可すべきではないと考えます。学校開放を利用する団体の主な目的は地域貢献であるので、団体の営利を目的とする利用は、それに適さないものであると考えるからです。青少年団体であっても、月謝等の指導者に対する謝礼にあたるものを徴収している団体等は営利を目的とする団体にあたると考えます。月謝を徴収しないこと、管理責任者及び指導者は管理・指導に対する謝礼や報酬を得ないことを学校開放利用の条件とすべきであると考えます。 ○空調について 空調利用によって電気代が増加することは理解できますが、金額の根拠がわかりません。また、どのような利用方法になるのか、現時点で何も決まっていないのでしょうか。現地現金払い式、プリペイドカード式、事前現金払い式等いろいろあると思いますが、どのようなイメージでしょうか。施設使用料と同じく、これに關しては返還はないのでしょうか。また、プリペイドカード式であれば、年度をまたいで利用できるのでしょうか。そのあたりがわからない状態で、金額だけ出されても、利用のイメージがわきません。 ○電子錠について 体育館入り口を学校錠にすることは、学校にとっても使用者にとっても便利になると思います。しかし、トイレや放送室等のカギを管理する必要があります。入り口と連動するのでしょうか。連動するのであれば、大変便利でありたいと感じます。しないのであれば、特にこれほどと変化はありません。学校側にとっても特に学校開放に関するカギの管理は変化ないと思われます。 ○使用上のルールについて 学校使用上のルール(校内及び周辺での喫煙の禁止、使用後の清掃・整理整頓、体育館利用者と運動場利用者の駐車場所の明示等)を明文化してください。現在、校門を一歩出たところの歩道上で喫煙している運動場使用団体があります。周囲にいる子どもや通行人は副流煙の被害を受けています。臭いもひどいです。吸い殻を空き缶に入れて運動場に放置していたこともあります。使用後の清掃については、運動場利用者も体育館トイレを清掃していますが、毎回のこ、スリッパまでびしょ濡れのまま放置されています。体育館利用者がスリッパを使用することができません。駐車場に関しては、団体同士でルールを設けて運用していますが、運動場利用団体は連絡体制が悪いのか、新入部員や練習試合相手にもルールを伝えることができないようです。お互いに決めたルールを守り守れない団体がいることによって、もう一方の団体が気持ちよく利用できないと思うので、そのような団体には使用許可を出すべきではないと考えます。このようなことから、何かしら学校ごとのルールを明文化したうえで、年度ごとに市の点検を受けるような仕組みを構築してください。	条例では、事業の大枠を定めることとなりますことから、キャンセルの詳細は今回の条例(案)に記載しておりませんが、学校体育施設でありますことから、団体がご予約された後に、学校行事の実施など、市や学校の都合により、既に許可された日時に施設が使用できなくなる場合が多々あります。そうした場合には、既にお支払いいただいた使用料を全額還付を想定しています。その他、キャンセルに係る詳細や、予約のシステム、支払方法等につきまして、今回のパブリックコメントにおきましても様々なご意見をいただきました。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例を参考とし、条例に基づく規則の策定や使用の手引きにてまとめ、ご案内いたします。 中学校の学校部活動の地域移行につきましては、休日が対象となります。平日は今まで通り、あくまでも学校教育活動の一環である学校の部活動として学校が使用されます。将来的に、平日の学校部活動の地域移行が実現された場合、長きにわたって学校教育の一環として実施されてきた学校部活動の歴史的背景を考慮すれば、優先的に使用を確保することが必要であると考えています。 年間の使用調整につきましては、現行の社会体育施設の使用調整などを参考に検討してまいります。 学校体育施設の使用料が他の公共施設よりも低く設定されているのは、以下の理由からです。 学校体育施設は、本来は学校教育目的の施設であり、公共施設とは設置目的や使用条件、設備の充実度が異なります。例えば、学校体育施設には専用の更衣室や観覧席がないなど、公共の体育施設と同等のサービス提供はできません。また、今までも使用している団体の皆さまには、学校体育館のワックスがけや運動場の草引などご協力をいただけており、今後もご協力いただきたいことから、社会体育施設と比較し安価な設定としています。 団体の皆さまが今までもご協力いただき使用いただいていたことに感謝申し上げます。現在、学校体育施設開放事業を実施するにあたって、学校体育施設開放事業で使用される光熱水費が、学校教育に必要な経費として予算化されている経費から支出されており、経済的負担となっています。また、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっています。 学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があります。そのために、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの光熱水費や人件費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのために、受益者の皆さまに一部をご負担いただくことで、事業を継続して実施していきたいと考えています。 施設の使用申請を他の団体名義で行う等はルール違反になりますが、今までも、競技内容や使途により団体間で調整し同時に使用されていたケースも把握しております。今回の見直しで、これらを排除するものではありません。 営利を目的とした使用につきましては、パブリックコメント資料3ページ、4.条例(案)の内容(7)使用の制限についての項目で、学校体育施設の使用を許可しないものとして⑥営利を目的とするときと、定めています。この営利の解釈ですが、特定非営利活動促進法に基づき、事業で得た利益(剰余金)を、株式会社のように社員や役員などの構成員に分配しないこととしています。実費として指導者へ謝礼等を支払うことやその事業に必要な物品の購入に充てられることは認めますが、それらが団体の他の事業費に充てられたり、学校体育施設開放事業に関わっていない人に支払われたり、内部留保すること等は、営利を目的としたものと解釈します。7月16日に開催いたしました説明会で配布いたしました資料「学校体育施設開放事業見直し方針」にも、市外団体や営利目的団体は使用不可と記載させていただいております。今回のパブリックコメントの対象である条例では、事業の大枠を規定することとなりますので、今後、規則や使用の手引き等で例を示し記載いたします。 空調設備の使用につきましては、実際にかかる経費を算出しております。使用料の算出につきましては、空調設備を設置した各学校の1時間当たりの電気使用料とガス使用料を算出し、対象学校数で按分した額となります。ご使用にあたっては、事前にプリペイドカードを購入いただき、体育館内に設置されているカード読取機に挿入いただく形となります。なお、1回の挿入で30分間の稼働となります。この点につきましても、使用の手引き等でご案内いたします。 体育館の構造が学校ごとに異なり、放送室への出入りが必要なことや屋外トイレが施錠されている状況等について、把握しております。今後、各学校ごとに対策を検討、調整し、使用の手引き等でご案内したいと考えています。 ご指摘の通り、学校体育施設使用における基本的なマナーやルールが守られていない現状は、他のご理解ある使用団体や周辺住民の皆さまに多大な迷惑をかけており、学校体育施設開放事業を実施するうえでも良くない影響をもたらしております。学校体育施設開放事業は、学校教育施設を地域に開放いただき、学校からお借りしている施設です。そのために、敷地内禁煙等学校としてのルールはもとより、翌日の学校の授業や行事等活動に支障が出ないよう学校体育施設開放事業として使用された後の清掃等は使用団体に、今までもお願いしております。しかし、こうした取り決めも、学校ごとに対応いただいている中で、いつの間にか団体へ伝達されず、また団体内でも伝達されていない状況もあるようで、学校が困られている事案もありました。ご指摘の通り、今後は、使用の手引き等で使用に際してのルールを明文化し、ルールが守られない場合の対応についてもお示ししたいと考えております。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
22	有料化することは、第一の目的である地域住民の健康増進活動が危ぶまれると思います。年金生活の高齢者がグランドゴルフ活動を辞めてしまったり、ボランティアで成り立っている少年野球等の運営が成り立たなくなります。大阪市、横浜市等、ほとんどの自治体は無料。予約システムも既設の自治体と共有すればコストも抑えられと思います。赤字ではない生駒市でなぜ無料にできないのでしょうか。使用料設定の根拠にも納得いきません。運動場では維持管理費はほとんどいらなはずす。体育館のエアコン代や電気代を徴収するのは理解できます。学校の教員の負担削減のため、教育委員会が管理を効率化するのには良いことだと思いますが、地域住民の健康増進活動が中止になったり、利用しにくくなれば本末転倒です。他の自治体では利用者主体の運営委員会なるものが運営や管理に当たってるところも多いようなので、そのような組織は作らないのでしょうか？学校や教育委員会の負担も減ると思います。予約システムや料金収受のルール等、利用者の意見は何も反映されずに、4月に条例施行され、大混乱になるのではとても不安に思っています。	ご意見をいただきましたとおり、市民の皆様が主体的に取り組むスポーツ活動は、子どもたちの健全育成はもとより、生涯にわたる健康づくりや、地域コミュニティの活性化に不可欠なものであり、本事業の重要な目的の一つであり、学校体育施設の開放を今後も安定的に継続していくために、慎重な検討のうえで使用料を設定させていただくこととなりました。 事業の実施にあたっては、使用に係る申請や調整、使用団体の把握、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を、学校教員の善意により賄っています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があり、そのために、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。導入するシステムは、市内の社会教育施設等と共用するものです。今回の学校体育施設開放事業の使用料の設定は、市全体の財政が逼迫しているから行うものではなく、事業の「受益と負担」の公平性、および「事業の持続可能性」を確保するために行うものです。事業を実施するうえで必要な経費のすべてを、施設を使用しない市民の皆さまが納める市民税で賄い続けることは、税の公平性の観点から慎重な検討が必要です。 他市の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他市の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくことといたしました。 学校体育施設開放事業は、平日の夕方から夜間、休日のご使用となり、これらの対応を行うには、安定した体制による業務委託が必要と考えています。また、個人情報等を扱うことや学校体育施設を使用したくても、今使用しておられる団体以外から新たに参入できない、との声も届いていることから、使用団体の方々による管理運営ではなく、外部への委託が望ましいと考えています。 今回のパブリックコメントの実施は、条例の設置前に使用者の皆さまの意見を真摯に伺い、制度に反映させるための重要なプロセスです。このパブリックコメントで使用申請の方法や支払方法、使用料の還付基準やキャンセルへの対応等、種々ご意見をいただきました。今後、これらについて、事務の流れを確認しつつ、いただいたご意見や社会体育施設の例も参考にしながら、また、明文化するべき学校とのルールや、市民の皆さまに異なる施設の構造による対応等についても、規則や使用の手引き等に盛り込む内容を整理し、4月からの施行にむけて、団体の皆さまにご案内できよう取り組んでまいります。
23	【何年か分の、使用料の収入見込みと、オンライン予約と電子錠の導入および維持管理にかかる支出見込みの提示をお願いいたします。】 もちろんそれが釣り合っていることでの今回の使用料ですよね。今回の使用料は高すぎる。冷暖房設備は別の予算から出ているのですよね。また、体育館の維持管理費用もいままでまかなえていましたよね。 今回の使用料は、 ①体育施設予約のオンライン化導入と維持 ②電子錠導入と維持のために使われるのだと思っています。 導入時に少し費用が必要になるだけではないのですか。維持管理にそんなに費用が必要でしょうか。こちらは使用料をこの先ずっと払っていく、その生駒市としての収支を例えば何年か先まで示してほしいです。金銭的に余裕があるからスポーツをしているわけではないです。私自身はまだ37歳ですが、健康寿命をのばすための投資で、ある意味将来の節約につながると思います。バドミントンを行っています。子どもは運動機能の向上、可能性を広げる、人生の経験などなど期待して野球を行っています。この物価高の時代、なんとかやりくりして、スポーツ道具を揃えながらやっている状態です。急に来年から施行できる状況ではないと思われます。	今回、条例を制定するにあたり、ここ数年の使用実績から使用料の年間収入見込み額を約385万円と算出しました。 予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は約2,020万円(国からの補助1,010万円)を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円と見込んでおり、結果、総額で年間約560万円が運営に係る必要経費とし、これを、使用見込み枠数に換算し、1枠約1,500円と算出いたしました。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかります。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校開放事業として施設を学校から借りしている分、学校開放事業に係る施設整備に係る経費についていくばくかの負担が必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、今後も継続していくために、事業全体にかかる必要最低限の経費の一部を受益者の方々にご負担いただくものです。
24	①今まで通り15:00～使用したいので、時間外使用を認めてくださるようお願いいたします。 ②示されている平日使用時間区分16:00～21:00のうち、16:00～17:00の1時間のみを使用のため、使用料の減免をお願いいたします。 これまでずっと15:00～17:00の活動でした。小学生の保護者の集まりのため、またコーチの都合上、この時間以外の活動が難しいです。上記2点、よろしく願いいたします。	それぞれのご事情で使用されておられること承知いたしました。 今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。 現在ご利用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体を排除するものとは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えております。すべての時間を1時間単位にすることは、調整の煩雑さを招くことから枠単位での使用料の設定としています。15時から17時を使用されると、15時～16時の定めのない時間分で340円、16時から既定のある時間分で1,000円の使用料となりますので、合計1,340円となります。
25	施設使用料の徴収はしないでください！少なくとも、青少年、高齢者からの徴収を実施すれば活動できなくなる団体が多数あると思います。体育館の空調使用料の徴収は理解できます。学校職員の負担軽減は各団体から実行委員をボランティアで募集して運営していくなど、お金をかけずに出来る事もあると思います。横浜市など他の市政も参考にしたいです。	青少年や高齢者の皆さまの健康増進活動が地域社会にとって極めて重要であることは認識しており、活動を継続していただくことを重視しています。 そのために、学校体育施設開放事業を将来にわたって維持し続けるため、慎重な検討を行い使用料を設定させていただくこととなりました。 現状の運営方法が限界に達していることや施設の維持管理費や光熱水費が高騰する中、このまま無料を続ければ、事業そのものが継続できなくなり、結果的にすべての活動機会が失われるという、より大きな不利益が生じかねません。 他市の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他市の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくことといたしました。 しかし、説明会で全てをオンライン化することではなく、窓口を設けてほしいとのご意見があったように、使用申請や、調整、問い合わせや、電子錠トラブルの対応等の業務を、学校外に設ける必要があります。学校体育施設開放事業は、平日の夕方から夜間、休日のご使用となり、これらの対応を行うには、安定した体制による業務委託が必要と考えています。また、個人情報等を扱うことや学校体育施設を使用したくても、今使用しておられる団体以外から新たに参入できない、との声も届いていることから、使用団体のの方々による管理運営ではなく、外部への委託が望ましいと考えています。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
26	生駒市教育委員会 御中私は、生駒市内にある、保護者30名・子ども25名から成るクラブの総意として、本条例案に意見いたします。まず、生駒市スポーツ推進条例および市民憲章の理念に基づけば、市民が等しく安全で健全なスポーツ環境を享受できることは基本的権利であり、そのための小学校体育館利用負担を、使用者だけに負担させるのは、市の理念に背くものではないでしょうか。市民全員が享受すべきものであるため、市民税等により保障されるべきです。したがって、市民が追加の使用料を負担する義務はなく、使用料や冷房器具使用料などの徴収は不当であると考えます。次に、体育館の使用料徴収や冷房使用料の追加負担には強い懸念があります。本条例案は施設維持管理費等の一部を利用者に負担させる方針ですが、これらの費用は市民税で賄うべきであり、利用者だけに負担を課すのは適切ではありません。特に子どもが、通う負担の少ない小学校体育館での活動から疎外されることは避けるべきです。さらに、システム導入によって本当に教員業務が軽減されるのか疑問です。申請や鍵管理をデジタル化しても、事前のスケジュール確認や報告など、学校側の負担は依然残ります。かえて新たな業務が生じ、目的は果たせないでしょう。現在のように各学校の裁量で柔軟に対応している運用を、一部の問題解決のために全面的に廃止することは誤りです。例えば水曜日は子どもたちの帰宅が早く、その際に体育館の利用時間を長く調整することで、現行のように15:00～18:00、18:00～21:00と2団体が公平に利用できます。こうした現場の裁量を一括した制度変更で抑制することは、市民活動やスポーツ振興を阻害する結果につながります。また、免責規定や煩雑な申請手続きなど、市民にとって問題の多い条項も含まれています。既に市の体育館管理システムは存在しており、新たな類似システムを導入するのではなく、既存枠組みを活用する方向も検討すべきです。行政の縦割りによるシステム乱立は、市民に不要な混乱と負担を生じさせる懸念があります。地域スポーツ団体や子どもたちの健全な育成を阻害することなく、市民が公平に利用できる環境を維持するため、体育館使用料および冷房器具使用料の徴収には反対いたします。市民の負担増ではなく、市民税による適正な補填こそが望ましいと強く要望します。以上、本条例案の再検討を強く求めます。このコメントは、当クラブの総意として表明いたします。	本市は、市民の皆さまが安全で健全なスポーツ環境を享受できることが重要であるという生駒市スポーツ推進計画および市民憲章の理念を堅持しており、そのためにも学校体育施設開放事業を今後も持続的に行っていきたくと考えております。今回の使用料の設定は、施設を利用される受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため慎重な検討を行い導入させていただくこととなりました。学校教育施設としての学校体育施設の整備や空調設備の導入費用等については、公費により行っておりますが、地域の団体の方々が、学校体育施設を占有使用されるにあたっての経費の全てを公費で賄うことは公平性の観点から慎重な検討が必要です。 社会体育施設もたくさんの方々が使用されておられ、使用にあたっては、使用料を負担いただいております。学校体育施設開放事業自体を将来にわたって継続していくためにも、受益者の方々に事業を運営する必要経費の一部をご負担いただきたいと考えています。 本条例案でめざすデジタルシステムの導入は、単に手続きをオンライン化するだけでなく、申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠、といった一連の業務を学校教員を介さない仕組みを構築し、団体の方々への対応といたしましては、学校の外部に対応窓口を設け、問い合わせ対応、使用調整、使用申請の受付、電子錠のトラブル等の対応にあたります。 また、ご指摘いただいている市の体育館を予約申請するシステム(県運営システム:e-古都なら)は、令和7年12月をもってサービスを終了されます。このことから、市内社会教育施設等の予約を行う市独自のシステムを新たに導入することとなり、対象施設に学校体育施設も含むことといたしました。なお、この新たなシステムの導入経費は、今回設定いたしました使用料算出には含んでおりません。 小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。空調使用料金につきましては、今後電気代等の料金改定があった場合は随時対応してまいります。
27	生駒市の近年の決算は黒字を続けており、市全体の財政状況が逼迫していない中、従来無料で利用できていた学校体育施設を一律に有料化することには強い疑問を抱きます。 市の説明では、①学校ごとに異なるルール運用による混乱 ②光熱水費など経費高騰による負担増が理由として示されています。 しかし、これらは行政の経営努力や効率化によって改善すべき課題であり、市民への新たな負担転嫁で解決するのは筋違いと考えます。一般企業であれば、コスト増加に直面した際にはまず徹底的なコストダウンや効率化を行い、それでも不足が生じる場合に初めて値上げを検討します。自治体においても同じ姿勢が求められるはずで、 さらに、子どもたちが安心してスポーツや文化活動に打ち込める環境を整えることは、長期的には市の魅力向上と定住人口の増加につながり、結果として税収増に寄与します。これは「支出」ではなく「未来への投資」として捉えるべきです。 つきましては、下記の3点について強く要望致します。 1. 有料化の必要性和財政的根拠を市民に明確に説明すること 2. 検討過程で用いた資料や試算を公開し、透明性を担保すること。又、本件に賛成する議員の名前を公表すること 3. 利用者や保護者を含む市民の意見を十分に聴取し、合意形成を図ること 以上	本市の財政状況につきましては、市民の皆さまのご協力に感謝いたします。 学校体育施設開放事業使用料の設定の根拠といたしましては、施設使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっている現状があります。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があり、そのために、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。また、学校体育施設開放事業使用に伴う光熱水費等は、学校教育の経費として学校に配当されている経費から支出されています。これらの人件費や光熱水費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのために、受益者の皆さまに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していきたいと考えています。市全体の財政状況と、特定の事業の経費負担の是非は、分けて考える必要があります。今回の学校体育施設開放事業の使用料の設定は、市全体の財政が逼迫しているから行うものではなく、事業の「受益と負担」の公平性、および「事業の持続可能性」を確保するために行うものです。事業を実施するうえで必要な経費のすべてを、施設を使用しない市民の皆さまが納める市民税で賄い続けることは、税の公平性の観点から慎重な検討が必要で、 今回、条例を制定するにあたり、ここ数年の使用実績から年間使用料歳入額を約385万円と見込んでいます。 予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は、約2,020万円(国からの補助1,010万円)を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込み、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円と見込んでおります。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込み、これを、使用見込み枠数(設定コマ数から学校行事分などを差し引いた想定使用コマ数)に換算すると、1枠約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかってきます。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備費も、学校教育使用分と学校体育施設開放分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。 施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校体育施設開放事業として施設を学校からお借りしている分、施設整備に係る経費負担も必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、継続していくために、事業全体にかかる必要最低限の経費の一部を受益者の方々が負担いただくものです。本条例案は、12月議会に提出し審議いただく予定です。 このたびの見直しにあたり、7月に使用しておられる団体向け説明会を開催し、団体の方々から使用状況やご意見をいただきました。それらをふまえ内容を一部修正しパブリックコメント案とし、ご意見をいただいております。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
28	現在、小学校を借りていますが、午前9時から12時半、午後12時半から5時とで切っています。でも、小学校の駐車場が広くないため、入れ替わりの時間に混雑し事故等が起る可能性があるのでは、前半は12時15分まで、午後は12時45分以降にと暗黙の了解があります。そういったことも考えずに一律にすると、いままでも各学校の特殊性を踏まえて決めていることが無視されている。3時間の貸し出しでは実質2時間程度しか使えない可能性が高い、教育委員会の人は何も考えずに一律にというが、それは現場を知らない人の単なる考えだと思います。各学校の広さや立地条件を踏まえて検討すべきだと考えます。現状の各学校の貸し出し時間に合わせる柔軟性が欲しい。また、冷房費が高すぎる。総合SC、滝寺SCの冷房費は1時間全機稼働して1260円。あの広さでこの値段。小学校の体育館で2200円は業者の利益が入りすぎじゃないのか。ちゃんと入札して安い業者を選定したのか。そこが疑問である。	学校体育施設開放事業は学校教育施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校から施設をお借りしているものです。体育施設として整備された施設ではないため、体育施設及び駐車場等その他の施設は、学校ごとに異なりますとともに、地域の方々が使用される想定で設計・建設されておりません。つきましては、学校ごと異なる状況をご理解の上使用をお願いすることになります。学校体育施設開放事業において、予約方法も含めて、使用の際に暗黙のルールがあり、新たな団体が参入できない、との声も届いています。今後は、そうしたことも、使用の手引き等において明文化し、使用される方々、使用を希望される方々にとっても分かりやすい事業実施が求められています。 小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。今後料金改定があれば随時対応してまいります。ご指摘の総合公園体育館や滝寺公園体育館に設置しておりますのは、ス波特クレーダーで、今回学校体育館に設置されたのは空調設備であり、台数も性能も異なりますことから実際にかかる経費も異なっております。
29	施設の予約方法について スマホ等で予約出来る様になる 事前に既存の使用団体には優先的に年間の希望を出す事ができる様になるのはありがたいと思います施設使用料について 受益者負担の観点からやむを得ないと考えます。使用料についても許容範囲であると思います冷暖房設備について 1時間当たり¥2200の使用料は少ない予算で運営している当クラブにとっては痛手です。近年の夏季の気温を考えると使用せずに乗り切るのは難しいと考えます。チームの子供達の健康面を考えると使用せざるを得ない状況と考えます。もう少し使い易い使用料を考えていただけないでしょうか？また、今迄使っていた扇風機や冷風機 スポットクーラーなどの機器は使えなくなりますが？使えなるとすれば、これまでと同じ条件で使えますか？使用料は発生しますか？機器の更新は有りますか？エアコンについては設備自体に差はあると思いますが、市民体育館でもフル稼働で1時間¥1240で使用出来ます。何卒再考をお願いします。	使用料の設定も含め種々ご理解賜りありがとうございます。 小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。ご指摘の滝寺公園体育館に設置しておりますのは、ス波特クレーダーで、今回学校体育館に設置されたのは空調設備であり、台数も性能も異なりますことから実際にかかる経費も異なっております。 現行の学校体育施設開放事業においても、競技備品以外の学校備品の貸出について規定しているものではなく、教育委員会として認可するものではありませんことをご承知おください。
30	○教育活動に支障の無いように「(7)使用の制限について」に「①学校の授業や学校生活等に影響を及ぼす恐れがあるとき。」に使用を許可しない旨が書かれています。これは当然必要な制限と思いますが、学校行事等、急な日時の変更があったとき、予約が入っているため、学校行事等が実施できないことになりませんか。このような事態に柔軟に対応できるよう、施設予約システムは設計されていますか。また、具体的にどのような手続きを想定していますか。<学校→教育委員会→予約団体>のようなルートでしょうか。 ○学童保育との関係小学校の放課後、運動場は、学童保育の場となっていると思います。平日の小学校運動場は夜間(薄暮利用)で17:00～となっていますが、この時間に予約が入っている場合、学童保育の活動は運動場で不可能になります。昨今の夏の暑さを考えると、夕方、少し涼しかった時間帯こそ、運動場で活動できるのではないのでしょうか。学童保育の活動を保障して下さい。 ○中学校部活動地域移行との関係休日の部活動地域移行が行われます。中学校の体育施設を利用することになると思います。その際、半額とは言え、利用料が発生するとすれば、保護者の負担が増えるのではありませんか。利用料免除が必要と考えます。 ○徴収された利用料の使途について条例制定の理由の一つとして、体育館空調設備の電気代等、維持管理費や光熱水費の負担があげられています。徴収された利用料は、学校の施設管理費に上乗せされるのでしょうか。もし、市の一般財源になるのであれば、不合理と思います。	今回パブリックコメントを出させていただきました条例(案)では、学校体育施設開放事業の大枠を定めることになっております。今後、予約システムの使用方法やキャンセル、還付の対象となる事案等につきましては、規則や使用の手引き等でまとめ、ご案内してまいります。 学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる道具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今までも、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけてと考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。 部活動の地域移行は、令和6年度から取り組みを進めております。この取り組みの実施団体となるのは、地域団体でありますことから施設使用料をご負担いただくことになります。現在、地域移行したクラブが社会体育施設を使用する際には、使用料を負担いただいております。 行政の会計上の仕組みから、使用料は市の歳入となり、歳出として、予約申請等にかかる外部窓口委託費や予約システム(学校体育施設開放事業分)及び電子錠及び防犯カメラのランニングコストを計上いたします。本来はこれに、光熱水費、施設整備、備品整備等の費用がかかっていますが、学校では各施設ごとに光熱水費の使用量を測るメーターが設置されていないことから、実際に学校体育施設開放事業で使用された光熱水費の使用量を算出することはできません。予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は、約2,020万円(国からの補助1,010万円)を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込み、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストが年間約110万円を見込んでおります。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込んでいます。ここ数年の使用実績から年間想定使用料徴収額を約385万円と見込んでおり、運営に係る経費全額を使用料では賄えず、市の一般財源からの支出も受け、学校体育施設開放事業を実施してまいります。
31	小学生の母親です。実際に学校施設(体育館や運動場)を使用した事はありませんが、使用されているところは何度も見かけた事があります。その際いつも同じ方達が使用してると感じる事が多いです。1ヶ月の利用回数に制限を設ける、などしてもいいのでは？と思います。また、学校施設の水道光熱費もどうなっているの？と考えてしまいます。有料にするのも良い案だと思います。学校施設を使用するのは良い事だと思いますが、先生方への負担になるのはあってはならない事だと思います。	ご指摘の通り、限られた学校施設の使用機会を、より多くの市民の皆さまで公平に分ち合うことは、重要であると考えます。 今回の見直しでは、同団体の使用は原則として1週間に2回までとすることとしております。これにより、使用が特定の団体に偏ることを防ぎ、新たな団体が活動できる機会を増やしたいと考えています。 また、予約申請のルールを明確化し、学校体育施設を使用可能な団体が公平な条件で予約できるようになります。 学校体育施設開放事業において使用された光熱水費は、学校教育費として各学校に配当された経費から賄われています。 また、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっている現状があります。本来、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があり、そのために、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があり、今回の見直しでこれらの課題に対して取り組み、徴収した使用料を事業実施にかかる経費の一部として充てていきたいと考えております。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
32	お世話になります。現在小学校体育館を、毎週水曜日の短縮授業後、児童さんが下校した後に15-17で使用しています。 ①使用料について別紙に定めのない時間の使用料については、教育委員会が認めた場合は、体育館1時間あたり340円今まで通り15-17でお借りできるなら、使用料は340×2=680円という理解で合っていますでしょうか？ ②地域団体の登録について毎年、生駒市のバレーボール連盟に校区のチームとして登録して試合や大会に参加しています。全員の住所を申請して、登録できる校区以外の人数も制限されてきちんと運営していただいています。バレーボールに限らず、生駒市のスポーツ連盟に属するチームはまとめて一括で地域団体として登録していただいたら、登録がスムーズにできると思います。ご一考いただけたらと思います。	今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。現在ご使用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体の排除するものとは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えております。ご提示いただいた時間帯の使用料は、15時～16時の定めのない時間分で340円、16時からは既定のある時間分で1,000円の使用料となりますので、合計1,340円となります。 また、地域団体登録手続きの効率化につながる、大変貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。 生駒市スポーツ協会に登録されている競技団体ごとにチーム登録の要件が異なっておられるため、一元化は難しい状況です。 学校体育施設開放事業使用の登録について、使用資格の確認を明確に行いながら、できる限り団体の事務作業負担軽減に努めます。
33	公共機関を無償で使用する上、その管理が学校に委ねられていては、教職員の負担が大きすぎる。また、学校裁量となれば、一部団体の使用が独占されていることが予想される。対応として以下の内容を検討していただきたい。 ①使用団体に使用料を支払わせる。 ②一部の団体が独占して使用しないように使用届等を市や地域が回収し、使用状況を管理するとともに、学校が行うのは鍵の受け渡しのみとする。 ③施設開放委員会(仮名)を発足し、学校担当者、使用団体代表者、市や地域の管理者が顔を合わす場の設定を行う。 ②と③については大阪市が実施しており、※学校の負担は最少で開放している。	この度は、学校体育施設開放事業の現状と、特に学校教員の負担軽減および利用の公平性確保に関する具体的な改善策について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ご指摘の通り、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっている現状があります。そのため、今回の見直しでは、予約申請や調整、問合せ等の事務については、学校を介さない仕組みを構築し、事業全体に係る経費の一部を受益者負担として、使用される方々にご負担いただくこととしています。また、使用回数の制限を設けたり、予約申請方法等使用に係るルールの明確化により、新しい団体も参入しやすくなる公平な事業運営をめざしたいと考えております。
34	これまでの条例や予算配分については行政を信頼し意見を申し上げることはありませんでした。しかし今回の条例案に関しては少し、いやかなり疑問を感じたのでメールさせて頂きます。学校の先生方の働き方改革及び各学校施設のルール化の策定については賛成である。しかし、その施設を使用することを外部委託し、その代金を使用者に負担させるのは少し疑問を持っています。特に公立学校及び施設は税金で賄われており、この使用について有料化することは一体おいくらなのでしょう。金額や予算が示されないまま条例案やパブリックコメントをとることは民間ではありえない。もし価格が高い場合お金のあるチームだけが使えることになる、そうすると少子化の時代に「地域」の健全育成に寄与することができるのかと感じます。子どもたちが学校施設を無料で使用できることに納税者である私は反対しない。それをするならもっと削減すべきところがあると思う。子育てに優しい生駒市の評判がこのような条例を作ることで逆行するのではないかと感じています。少なくとも私は大変驚いています。仮に条例を進めることにしても、段階的に進めること。また条例作成に現在使用されているスポーツチームや高齢者の方のご意見をきちんと聞いてほしい。私の子どもは現在スポーツに興味を持っているが、このままだとおそらく生駒市でスポーツはしない、できない。この条例を強引に進めることになる市イメージダウンになることは間違いない。条例が可決すると、私は市外へ引っ越しも検討する。	今回の使用料の設定は、施設を使用される受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため慎重な検討のうえ導入させていただくこととなりました。学校教育施設として、学校体育施設の整備や空調設備の導入費用等については、公費により行っており、学校体育施設開放事業は、学校教育施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校からお借りしているものです。地域の団体の方々が、学校体育施設を占有使用されるにあたっての経費の全てを公費で賄うことは公平性の観点から慎重な検討が必要です。今回、条例を制定するにあたり、ここ数年の使用実績から使用料の年間収入見込み額を約385万円と算出しました。予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は、約2,020万円(国からの補助1,010万円)を見込んでいます。使用料につきまちは、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円と見込んでいます。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込み、これを、使用見込み枠数に換算すると、1枠約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかってきます。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校開放事業として施設を学校からお借りしている分、学校開放事業として施設整備に係る経費負担が必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、継続していくために、事業全体にかかる必要最低限の経費の一部を受益者の方々が負担いただくものです。
35	学校体育館を借用している「地域団体」としての意見です 【使用料の設定についての意見】 ◇7月提案の半面全面の区分は判断に困ると思っていたので、今回全面のみに変更されていたのは良かったと思う。 ◇申請のためのシステム構築や施設維持管理光熱水費のための使用料と理解しているが、金額的に妥当なものにしてほしい。 【使用申請方法及びその運用ルールの意見】 ◇〈年間計画を提出し、調整会議があって使用決定されるとのことだが、その内容の申請手続きはいつ予約システムで行うのか？ その支払方法はいつどのようになるのか？〉⇒使用予定月の3～4ヶ月前にシステム手続きすれば調整会議後の変更が可能になる。 ◇自己都合でない理由により使用出来なかった場合(たとえば気象警報など)の返金方法について(気象警報発令等)、運用のなかに明示してほしい。 ◇使用させてもらっている学校とのコミュニケーションはなくなるのか？諸連絡はすべて生駒市役所担当課になるのか、今後明示していただきたい。	説明会からの変更点につきまして賛同いただき、ありがとうございます。 使用料につきましては、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費及び予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストや電子錠のランニングコストから算出しております。総額で年間約560万円が運営に係る経費として見込んでおり、これを、使用見込み枠数に換算すると、1枠約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかってきます。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の各施設ごとにメーターが設置されていないため、学校体育施設開放事業で使用した分を算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校体育施設開放事業として施設を学校からお借りしている分、光熱水費や施設整備に係る経費についていくばくかの充当が必要と考えています。ただし、学校体育施設開放事業につきましては、使用に際してのトイレ掃除や体育館フロアワックスがけなど団体の皆さまのご協力が必要でありますことから、社会体育施設使用料よりも安価となるよう設定しております。 予約申請に係る手続きやキャンセル、還付の基準などにつきましては、今後規則や使用の手引き等を策定しご案内いたします。 使用に關しての申請や調整等は、学校の外部に設ける予定をしております。 運用に關しまして詳細が決まり次第、現在学校体育施設を使用されている団体の皆さまへはご案内いたします。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方(案)

No.	ご意見	教育委員会の考え方(案)
36	(7) 使用の制限について平日の小学校体育館や運動場の使用には、小学校の学童保育活動に支障がないようにして下さい。16時・17時はまだ学童の児童が体育館や運動場で活動しています。 (11) 使用料等の減免について特別な理由があると認める時とはどういった理由でしょうか	学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今までも、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけてと考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。使用料等の減免について、特別な理由とは、市の主催事業を想定しています。
37	体育施設を使用しております。我々は体育施設に使用料を払って使用していますが、学校を使っている団体はお金がかからないことが不公平だと感じていたので今回の変更案に賛成です。我々含め体育施設利用者は使用料(青少年であっても定められた使用料)を払い、使用しておりますし、予約も他団体との競合があり、容易ではありません。今回の変更で使う人が使用料を払い、公平に気持ちよく利用できる施設であればいいなと思います。	日頃より社会体育施設をご利用いただき、また、今回の条例案にご賛同いただいたこと、ありがとうございます。 社会体育施設の使用と学校体育施設の使用との間で生じていた費用負担や使用機会の不公平感について、解消を望む声は多数寄せられておりました。今回の条例案は、その公平性の実現も目的とし、学校体育施設においても、使用される皆さまに運営にかかる経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」の適用を盛り込んでおります。市内でスポーツを実践される市民の方々が、公平に施設を利用されることとなり、なによりも学校体育施設開放事業が継続して実施できるための措置であると認識しております。
38	学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の使用を許諾することは、社会体育の普及のために大切なことである。しかしながら、体育施設の貸し出し手続きは当該学校の教職員がサービスの的に実施している現状は教職員の業務過多を改善を進めていく方針に逆行するものである。 体育施設の貸し出し手続きにおいて、教職員の義務負担をなくす為には、同業務のアウトソーシング等の手法を講じる必要があり、その為にはやはり経費がかかりその費用を生駒市民の税金で賄うか受益者が負担するかを選択しなければならない。そうなれば、多少は税金を投入しても、受益者がせめて光熱費等の実費を負担するのが妥当であり、他の生駒市民の理解を得られると考えます。1番に考えるのは教職員の義務過多を無くし、質の高い教育を実現するために力を注いでいただきたい。 第2に教育施設を使用する方と使用しない生駒市民との不公平感を排除し、生駒市民全がスポーツによる地域住民の健康増進やコミュニティの活性化を応援できる環境を構築することが大切である。以上のことから学校の体育施設を使用する際は、税負担を抑えるためにも受益者の費用負担はある程度必要と考えます。	ご指摘いただいております通り、学校体育施設開放事業における学校体育施設の貸し出し手続き等につきましては、本来学校教員の業務ではありません。学校体育施設開放事業は学校休業日を対象としていますが、平日の夕方も使用されている実情があり、これらの業務が学校教員の負担になっていきます。この負担を解消するべく、今回の見直しでは、学校を介さない仕組みの構築を導入し、運営に係る経費の一部を、受益者負担として使用されている団体の方々にご負担いただくものです。 引き続き、学校教員の業務過多の改善、学校体育施設使用に係る不公平感の是正に取り組んでまいります。
39	学校施設を使用についてお金の支払いはやむを得ないと思います。我々もお金を払いグラウンドを使用しています。学校が一般に貸し出されるのであれば建民グラウンド等同様お金の支払いは必要かと思います。	日頃より社会体育施設をご利用いただき、また、今回の条例案にご賛同いただいたこと、ありがとうございます。 長らく、社会体育施設の使用と学校体育施設の使用との間で生じていた費用負担や使用機会の不公平感について、解消を望む声は多数寄せられておりました。今回の条例案は、その公平性の実現も目的とし、学校体育施設においても、使用される皆さまに維持管理・運営経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」の適用を盛り込んでおります。市内でスポーツを実践される市民の方々が、公平に施設を利用されることとなり、なによりも学校体育施設開放事業が継続して実施できるための措置であると認識しております。
40	市内の体育施設を利用している団体が利用料を支払って活動しているのに、学校施設を利用している団体は、無料で週に何度も同じ活動で利用している点が公平性が無いと思っていますので、今後は公平な利用ができると思います。	このたびの学校体育施設開放事業の見直しにご賛同いただき、ありがとうございます。 ご指摘の通り、これまで社会体育施設をご使用いただく皆さまと、学校体育施設をご使用いただく団体の間で、費用負担や使用機会の公平性に課題が生じておりました。今回の条例案は、この「公平性の実現」を目的の一つとし、見直しにより、いずれの体育施設を使用される皆さまが気持ちよく、公平なルールのもとでスポーツ活動に打ち込める環境を実現したいと考えております。
41	平日の15時から17時で小学校の体育館を使用しています。PTAのバドミントンクラブです。平日の時間区分の中では、16時から17時の1時間しか使用しないので使用料を減免していただきたいです。よろしくお願い致します。	今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。現在ご利用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体を排除するものとは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。 すべての時間を1時間単位にすることは調整の煩雑さ等を招くことから、枠単位での使用料の設定しており、1時間でも使用の対象となります。